

せください。

**国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。**

平成17年1月から12月までの間に納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額が所得から控除されます。申告できるのは、平成17年中に毎月納めた保険料のほかに、過去の期間分で、未納や免除を受けた分を平成17年中に納めた保険料額になります。また、ご家族の分として納めた保険料額も控除の対象になります。

なお、平成17年分の所得の申告から年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、保険料の支払いを証明する書類の添付が義務づけられました。そのため、社会保険庁より発行された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」や領収書の添付が必要になりましたので、手続きの際は忘れずにお持ちください。

詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

礎年金額は、追納しない場合、全額免除期間については全額納付した場合の3分の1、半額免除期間は3分の2に減額されます。半額免除の承認を受けた期間は、半額分の保険料を納めることによりはじめて「半額免除期間」となります。たとえ半額免除の承認を受けていても2年以内に半額分の保険料を納めないと未納と同じ扱いとなってしまうので、納め忘れないようご注意ください。

**製造事業所の皆様へ  
工業統計調査にご協力ください**

経済産業省では、工業統計調査を平成17年12月31日現在で実施します。

工業統計調査は、製造業を営むすべての事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業、大学などの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されているところです。

皆様からご提出いただく調査票については、統計法に基

づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

経済産業省  
青 森 県  
風間浦村

**労働者・事業主の皆様！  
職場でのトラブル解決を労働局がお手伝いします！**

無料の「個別労働紛争解決制度」をご利用ください。

個々の労働者と事業主の間の労働条件、募集・採用、セクハラ等労働関係のあらゆる紛争を対象に、次の制度を無料でご利用いただけます。

- 1 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- 2 青森労働局長による助言・指導
- 3 青森紛争調整委員会（弁護士・大学教授等により構成）によるあっせん

（あっせんは募集・採用に関するものを除く）  
お問い合わせは  
青森労働局総務部企画室  
017-734-4212

又はむつ労働基準監督署庁舎内総合労働相談コーナーまでお寄せください。  
青森労働局ホームページ  
<http://www.aomori.lpb.go.jp/>

**平成17年度 風間浦村奨学金貸与者募集**

村内住者で、向学心に燃えるあなたに修学の便宜を図り、人材育成することを目的として、奨学金貸与者の募集を行っております。

平成17年度につきましては、次のとおりの募集となっておりますので、希望する方は申し込み下さい。

**☆対象者**

- ・品行方正、学業成績優秀かつ、身体強健で学資の支弁が困難であると認められる者。
- ・高等学校または、それ以上の学校に在学する本村の在住者である者。
- ・平成17年3月村内中学校を卒業する見込みの者。  
『入学決定後に貸与いたします。』

**☆貸与金額**

- ・大学の医学部及び歯学部 月額10万円以内
- ・前号以外の大学の学部 月額3万円以内

- ・短期大学 月額3万円以内
- ・高等専門学校3学年まで 月額1万円以内
- ・同 上 4学年まで 月額3万円以内
- ・高等学校（自宅通学） 月額5千円以内
- ・同 上（自宅外通学） 月額1万円以内
- ・各種技術、技能養成機関 月額3万円以内

**☆貸与期間**

奨学生の在学する正規の修学期間

◎申し込み締切 平成18年1月20日（金）

◎申し込み場所 風間浦村教育委員会  
（電話 35 - 2210）

申し込み関係書類は、教育委員会にありますのでご連絡下さい。